

令和3年2月定例会 文教委員会の概要

日時 令和3年3月8日（月） 開会 午前10時 1分
閉会 午後 0時31分

場所 第8委員会室

出席委員 木下博信委員長
宇田川幸夫副委員長
高木功介委員、荒木裕介委員、武内政文委員、中屋敷慎一委員、
平松大佑委員、柿沼貴志委員、水村篤弘委員、西山淳次委員、柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 高田直芳教育長、萩原由浩副教育長、
佐藤裕之教育総務部長、日吉亨県立学校部長、関口睦市町村支援部長、
岡部年男教育総務部副部長、栗原正則総務課長、加藤健次教育政策課長、
島村克己財務課長、塩崎豊教職員課長、阿部正浩福利課長、
豊田清明県立学校人事課長、小出和重高校教育指導課長、
佐藤直樹魅力ある高校づくり課長、中沢政人生徒指導課長、
伊藤治也県立学校部参事兼保健体育課長、竹井彰彦特別支援教育課長、
片桐雅之市町村支援部参事兼小中学校人事課長、八田聡史義務教育指導課長、
高津導教職員採用課長、横松伸二市町村支援部参事兼生涯学習推進課長、
案浦久仁子文化資源課長、阿部仁人権教育課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第38号	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第39号	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第54号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第15号）のうち教育局関係	原案可決
第63号	令和2年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

2 請願 なし

所管事務調査
なし

報告事項
教育委員会における不祥事根絶に向けた取組について

【付託議案に対する質疑】

高木委員

- 1 第38号議案の教育局定数について、情報通信技術を活用した学校教育の推進等のために定数を増やすとのことであるが、具体的な増減の内訳はどうなっているのか。
- 2 第39号議案に教職員の標準定数の変更のためとあるが、具体的にどのような変更があったのか。また、改定の根拠は何か。

総務課長

- 1 増加の要因は、4点ある。1点目が、来年度以降ICTの活用を一層推進するために、1名を増員する。2点目が、特別支援学校の新校設置及び高校内分校の開設のために、2名を増員する。3点目が、新型コロナウイルス感染症への対応として、1名を増員する。4点目が、教職員の履歴等を管理する人事給与情報システムを来年度からリニューアルするために、1名を増員する。合わせて5名の増員である。一方で減少の要因であるが、実施できなかったが、今年度、埼玉県を会場に実施する予定であった全国高校総合体育大会の事務が全て終了したことに伴い、2名を減員する。教職員に給与を支払うためのシステム開発の完了に伴い、1名を減員する。減少の数は合わせて3名となる。増減の差し引きの結果、2名の増員となる。

県立学校人事課長

- 2 学校職員の定数は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、条例で定められている。本改正条例では、高等学校については、生徒数の減少により学校ごとの生徒の定員が減少したため、定数を減としている。また、特別支援学校については、生徒数の増加から学級数が増加したため、定数増としている。これらの定数は、いわゆる義務標準法及び高校標準法によって算定された数に基づいている。

参事兼小中学校人事課長

- 2 改定の根拠については、県立学校人事課長から答弁があったように、いわゆる義務標準法に基づいて算定された結果、定数増となるものである。まず、小学校については、全体として児童数は減少傾向にあるが、特別支援学級に在籍する児童は増加している。そのため、特別支援学級増加部分等による増員が60名である。また、国の定数改善がなされ、小学校2年生が35人学級となった場合は、増員が23名となり、両方合わせて83名の増員である。中学校については、令和3年度は通常学級、特別支援学級ともに生徒数が増加することから、162名の増員となる。

高木委員

法律だからこの人数で増減するというようなことよりも、現場で人数が足りていないから増加してもらいたい、余っているから減らしてもらいたい等の現場の意見を加味して決めているのか。

参事兼小中学校人事課長

小中学校の教職員の定数は、義務標準法に基づき国が定める水準で算定している。現場の意見として、働き方改革を進めている中ではあるが、厳しい現状にあるということは聞いている。また、市町村の教育委員会や学校現場等から、加配教員を増やしてもらいたいという意見をいただいているので、その点に関しては、本県から国に定数改善を引き続き進めてもらいたい旨の要望をしている。

中屋敷委員

I C Tの活用については、かなり期待しているが、そのような中で1名の増員では納得できないところがある。この1名はどのように展開するのか。どのような体制を敷くのかなど、具体的に伺う。

教育長

国によるG I G Aスクール構想の前倒し、新型コロナウイルス感染症による学びの継続という観点で国からも多額の国費をもらい、議会にも承認いただき補正予算も組ませていただいた。市町村も財政状況が厳しい中であっても、通信環境の整備などについて多額の財政支出をしてもらい、年度内に全ての小中学校、並びに、県立学校に一人一台端末を使って授業を行うことのできる環境が整いつつある。新型コロナウイルス感染症対策特別委員会においても、「それぞれの市町村において格差が生じないようにしっかりと体制を組んで推進するように」と中屋敷委員から指摘されており、私からも「専担組織を作るなどしてしっかりと対応していく」と答弁したところである。小中学校の教育については、市町村の取組となっているが、市町村立学校の規模は大小様々であるため、市町村間でI C T教育に差が出ないよう一元的・効果的な運用が図れるよう、組織を作り、しっかりと対応していきたいと考えている。具体的には、仮称ではあるが、令和3年4月に教育局内にI C T教育推進課を13名の体制で設置することとした。これまでI C T教育の推進については、小中学校では義務教育指導課、高等学校では高校教育指導課、特別支援学校では特別支援教育課と、それぞれの課が担当していたが、県内の小、中、高、特別支援学校を一体として指導するために、これらの指導部門を1か所に集めて、教育情報化施策の企画立案やI C T機器の整備などを行う企画・総合調整担当と、教員の研修や動画教材の研究開発などを行うI C T教育指導担当を設け、総勢13名の体制でスタートするよう準備を進めている。これまでも取組は進めてきたが、どの市町村でも、どの学校でも同じような環境の下で、同じような教育指導ができるように一所懸命取り組んでいきたいと思っている。

中屋敷委員

I C T教育に関しては、市町村間で差が出ることは好ましくないので、横串を刺して組織を展開することに期待するとともに、新組織に13名が必要であるとすれば、ほかの所属が手薄になる可能性があるので、十分に精査した上で展開してもらいたい。（要望）

平松委員

資料3の「令和2年度2月補正予算概要」（2）の中の「情報教育推進費」に8,698万1千円が計上されている。内容については、タブレット端末等の整備となっているが、低所得世帯の定義は何か。また、タブレット端末を何台整備するのか。

高校教育指導課長

高校の場合については、高校生等奨学給付金の受給者が対象となる。特別支援学校については、就学奨励費支弁区分Iの者が対象となる。タブレットの台数であるが、高校では6,082台、特別支援学校では829台である。

平松委員

これからオンラインを活用する中で低所得世帯の生徒のためにタブレットを整備する点については評価したい。一方、I C T環境には、端末以外にネットワーク環境が必要になる。先日の文教委員会の中でも、オンライン学習のために、家庭のネットワーク環境を整えるための通信費として、月額1,000円相当が計上されていた。その通信費は、通信に使うという誓約書を取っていると聞いているが、確実に使われるかは分からない部分がある。タブレットは整備したものの、各家庭でうまく活用できない状況が発生してくる可

能性が懸念される。ただ、低所得世帯の生徒が家庭環境の差によってオンラインの学びから置き去りにされてしまうことは絶対にあってはいけないと思っている。タブレットをWi-FiモデルからセルラーモデルにすればICT環境は全て整うと考えるが、セルラーモデルの整備を検討しないのか。

高校教育指導課長

委員御指摘のように、非課税世帯であるからオンラインによる学習環境が整わないといったことがないようにするのは我々の責務であると考えている。確かにセルラーモデルを整備することで一元的にできることはあると考えるが、国の仕様などを勘案していくと難しい状況があるので、今できる最大限の努力をしていきたいと思う。例えば、学校では家庭の負担を考慮して適切な通信容量の課題等を配信するなどの工夫が考えられる。非課税世帯の高校生を含め、全ての高校生に対して適切なオンライン学習を行えるよう、県として、しっかりと状況を把握し取り組んでいきたい。

平松委員

確認であるが、セルラーモデルなどについては、国の仕様の中で制限されているので現在選択できないということか。県の判断で導入できないのか。

高校教育指導課長

仕様でできないわけではないが、奨学のための給付金が支給されている非課税世帯の高校生には、オンラインの通信料として、月1,000円を補助することで対応したいと考えている。

平松委員

そういった国が示している基準の中でしっかり県がやっていることは理解するが、一方で困窮世帯の生徒が置き去りにされることがないように、学校と連携して、対応を検討してもらいたいと思うがいかがか。

高校教育指導課長

今後、状況を見ながらしっかり対応したいと考えている。

荒木委員

- 1 さいたま文学館と自然と川の博物館の補正予算について伺う。このまま議決されることになれば、速やかに指定管理者へ支払うことになると思うが、議決されるのは令和3年3月26日である。年度末まで、3日、4日程度である。今回の補正予算は、コロナで疲弊して入館料が減った分を補うものなのか。
- 2 教職員の給与費について、教育総務費の小、中、高、特別支援学校、そして保健体育費に至るまで、給与過不足調整に伴う減額となっているが、昨年末の人事委員会勧告を受けての減額であると思う。中でも高校は約20億円の減額と額が大きいですが、人事委員会勧告以外で減額の理由があるのか。

文化資源課長

- 1 今年度、博物館に関しては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休館や人数制限などを行っている。そのため、利用者が減少しており大変厳しい状況である。指定管理者への支払いは、委員御指摘のとおり、議決後であると3月末になると思うが、事務手続をする上で、3月末に支払うことは難しい状況である。ただ、指定管理者も大変苦しい状況にあるので、4月の早い時期に支払いができるように努めていく。

財務課長

- 2 今年度、人事委員会勧告に基づいて給与費が減額となっているが、それ以外に、新型コロナウイルス感染症の影響により、部活動、修学旅行等が中止又は延期になっている。それに伴い、部活動手当等の特殊勤務手当が当初の見込みよりも減少し、約12億5千万円の減額をしている。昨年度はこの減額はなかったことから、新型コロナウイルス感染症による特殊な事情が今回の減額には影響していると考えている。

荒木委員

指定管理者への支払いが4月になるということであるが、最長でどのくらい支払いが延びる可能性があるのか。また、出納整理期間はいつまでか。

文化資源課長

出納整理期間は5月31日までであるが、可能な限り早めに支払えるよう準備を進めていく。

荒木委員

少しでも早く支払えるようお願いしたい。(要望)

柳下委員

- 1 第38号議案について、ICT教育の推進のために新しい課を作るとのことであるが、人や予算を増やさないと4月からスムーズにスタートできないのではないかと懸念している。
- 2 第39号議案について、職員定数の改定で小学校は83名の増加となっているが、小学校2年生の35人学級を実現することとの関連はどうなっているのか。国としてやると重い腰を上げたわけである。本県でも市町村独自に小学校において少人数学級を行っているところもある中、他県でも35人学級を進めている。そうした中で今後の見通しを伺う。
- 3 特別支援学級は増加しているとのことであるが、特別支援学級の見通しについて伺う。特別支援学校は119人の定数増となっているが、これで足りるのか。上尾南高校内分校、宮代高校内分校など、次々と開校予定になっているが、見通しはどうか。
- 4 第54号議案について、資料3の21ページに県立特別支援学校教室不足対策費が計上されている。教室不足問題は廊下を使用するなど、大きな問題になっている。教室が不足するなど一般では考えられないが、積算根拠と具体的内容はどうなっているのか。

総務課長

- 1 新年度の事業については、現在の義務教育指導課、高校教育指導課、特別支援教育課など、関連する部署で令和3年度当初予算案の中に必要な経費を計上している。議決された後は、それらの予算を新課へ集約して、より一層効果的、効率的な執行をしたいと考えている。

参事兼小中学校人事課長

- 2 小学校の定数が83名増えるが、うち60名はいわゆる特別支援学級の増加によるものや通級指導、日本語指導の児童が増えるので、そういった子供たちへの対応のため増員される。それとは別に、23名の増員があるが、これが小学校2年生の35人学級に伴う増員である。小学校2年生が35人学級になることによって158学級が増加になると見込んでいる。この158学級の増加に対して、学級担任以外にも教員が必要となるため、学級数に応じて掛け算をし、それらを合わせると181名の増員となる。国では、その181名の増員分から加配定数の158名を差し引くこととしているので、23名が増員となる。先ほどの60名と、この23名を合わせて、83名となる。今後の見通しであるが、代表質問でも答弁したとおり、既に本県では小学校2年生を35人学

級としているので、来年度小学校2年生の35人学級が法律で規定された際には、小学校3年生においても35人学級ができる仕組みを整えているところである。その後については、国の加配定数の動向等を十分見極めながら、小学校4年生以降について検討をしていきたい。

- 3 小学校では、令和2年度から令和3年度に特別支援学級が118学級増加する。毎年特別支援学級は増加している。特別な支援を要する児童生徒にしっかりと対応してもらいたいと考えているので、今後の特別支援学級の児童・生徒数の増加を見極めながら、きめ細かな対応をしていきたい。

県立学校人事課長

- 3 特別支援学校については、児童生徒数の増加に伴う学級数の増分から法律に基づいて算定したので、理解いただきたい。

特別支援教育課長

- 4 内容は、大宮北特別支援学校に増築棟を設置するものである。併せて現在の職員室の拡張工事を行う。増築については、4億3,000万円、改修については2,000万円になる。補正額の積算根拠であるが、校舎増築の工事費が4億5,000万円かかるが、今年度行った設計業務の執行残等があるので、補正額は3億5,777万4千円となっている。

柳下委員

- 1 13名体制でICT教育を推進していくとのことであるが、1名の増員で足りるのか。
- 2 国は35人学級を行うのであれば、加配についても予算をしっかりと確保するべきである。加配定数も引き続き国に要望していくということであるが、その点について強く求めていかなければならないと考えるがいかがか。

総務課長

- 1 教育局の職員については、定数の増減に表れるものと、表れないものがあるが、局全体の再配置を必ず行っている。ICT関連の業務を既に行っている職員が関係する課にいたので、そういった職員を再配置することで13名体制の新しい課を設置することができると考えている。

参事兼小中学校人事課長

- 2 国は加配定数を振り替えて対応するとしているが、本県としても、生徒指導面、学習指導面、その他様々な面で児童生徒を支援する加配が必要であると考えているので、引き続き国に要望していきたい。

武内委員

- 1 タブレット端末等の整備の説明があったが、整備する時期はいつ頃になるのか。新学期までに間に合わせるのか。
- 2 全体の話であるが、国の補正予算が措置されて、大規模改修費、産業教育推進費、特別支援学校の増築等が行われると思うが、これらの事業は、県として、当初から来年度行う予定であったのか。国の補正予算が措置されてから前倒して、その分を足しているのか。若しくは、ほかにも予定しているものがあるのか、県としての考えを伺う。

高校教育指導課長

- 1 タブレットについては、早くても今年の秋頃の整備を予定している。

財務課長

2 今回の増額補正は、国の補正予算を活用し、「学校における新型コロナウイルス感染症の拡大防止策」、「学校におけるICT環境の整備及びデジタル化への対応」、「老朽化対策や防災機能強化等の学校施設の整備」について、必要な取組を計上した。このうち、例えば、特別支援学校6校の老朽化した空調の改修工事や特別支援学校1校の増築等工事については、令和3年度当初予算で計画していたものを国の補正予算を活用し、前倒して計上したものである。一方、特別支援学校2校の校舎等の老朽改修工事やデジタル化に対応した産業教育設備の整備などは、財政状況が厳しい中、実施時期として令和4年度以降を計画していたり、実施時期が未定であったものをこの機会に国の補正予算を活用し、前倒して計上したりしたものもある。これらの取組を実施することにより、児童生徒に対して安全で快適な学習環境を提供することができるとともに、経済対策にも寄与するものと考え、補正予算を組んだものである。

武内委員

秋頃の整備であると、整備されるまでの間、他の生徒との格差をどのように考えているのか。

高校教育指導課長

全体的な考え方として、BYODという形で生徒が所有しているタブレットや、スマートフォンを活用することを考えている。スマートフォンについては、生徒の98パーセントが所有していることについて確認が取れている。残りの2パーセントについては、各校に40台タブレットが整備されているので、それらを活用して全生徒がICT教育を受けられるよう努めていく。

武内委員

通常はタブレット端末の持ち込みが中心で、それ以外の生徒はスマートフォンでカバーしているということか。

高校教育指導課長

現在のところ、スマートフォンの活用を考えている。

柿沼委員

資料3の歳出予算事業概要の減額補正の部分について、給与費については、人事委員会勧告と新型コロナウイルスの影響による減額であるということは理解したが、「その他」のところ、約62億9,500万円の減という大きな金額がある。この入札差金と節約等の具体的な内容は何か。

財務課長

まず、学校教育総合支援事業であるが、約14億円の減額となっている。これは、学習指導員を配置した市町村に対する補助であるが、学習指導員の時給単価等が見込みを下回ったことによるものである。また、学校職員の旅費であるが、約8億円の減額となる。これについては、コロナウイルスの影響等により、修学旅行が中止になったことに伴い減額となっている。そのほかには、工事請負費等について、入札差金により減額となっているものがある。節約については、例えば事務費等については全て使い切るのではなく、なるべく効率的な執行をしているので、それらが積み上がったものを節約と整理している。

柿沼委員

1 学習指導員の執行残について、時給の見込みが下回ったということであるが、どの程度下回ったのか。また、その理由は何か。

2 事務費の節約等ということであるが、積み上げた結果、いくらだったのか。

義務教育指導課長

1 県が行っている学習サポーターを参考に2,000円として計上していたが、採用・配置を市町村が行う中で、市町村が支払った時給単価が平均1,200円程度であったため、執行残が生じたものである。

財務課長

2 このような理由で整理しているが、具体的に入札差金や節約した事務費の額の積み上げはしていないので、容赦いただきたい。

【付託議案に対する討論】

なし
